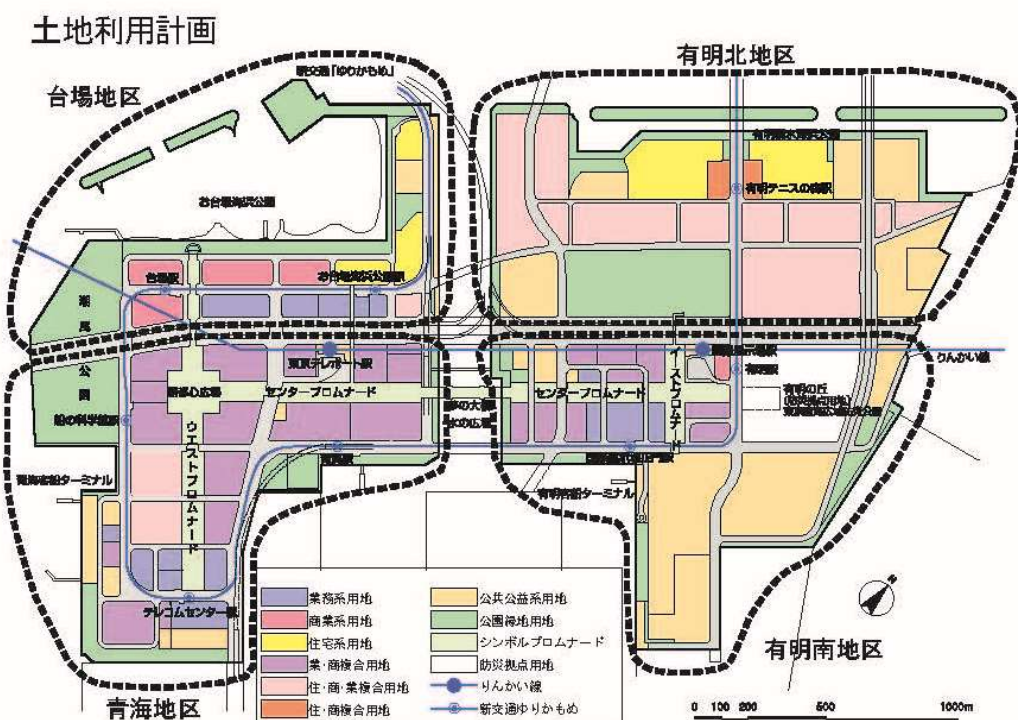
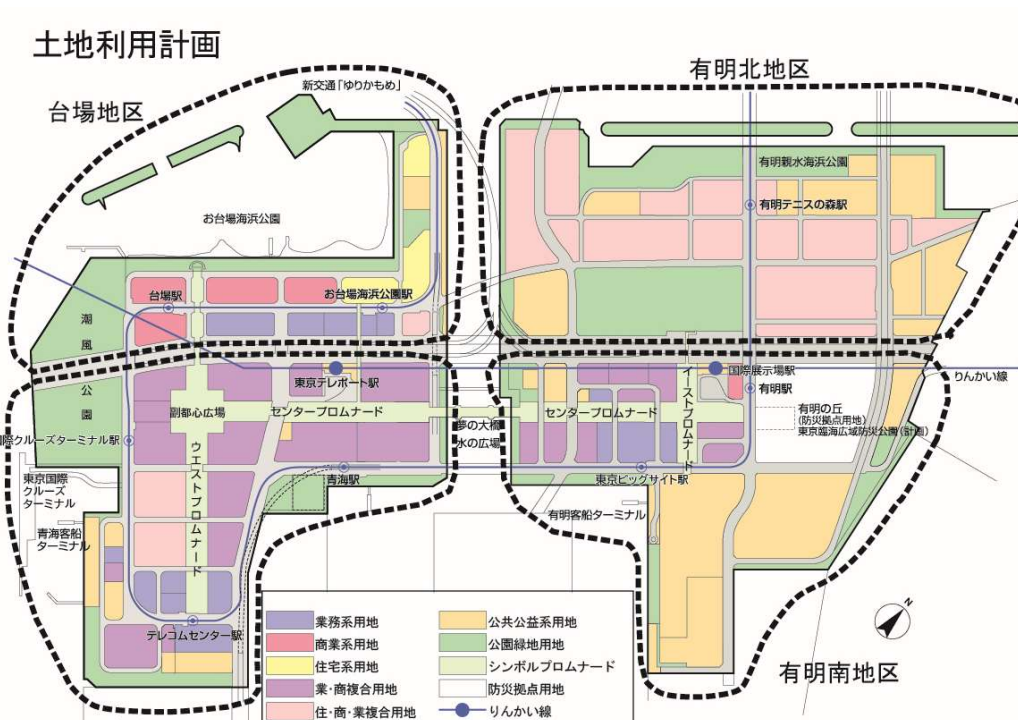
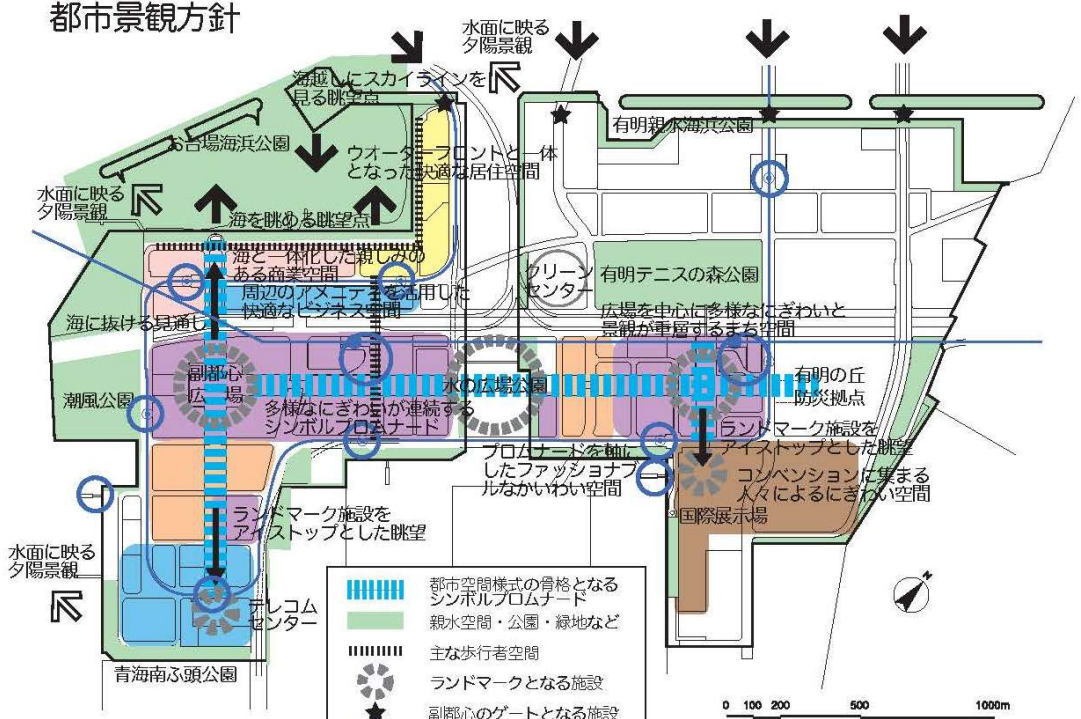
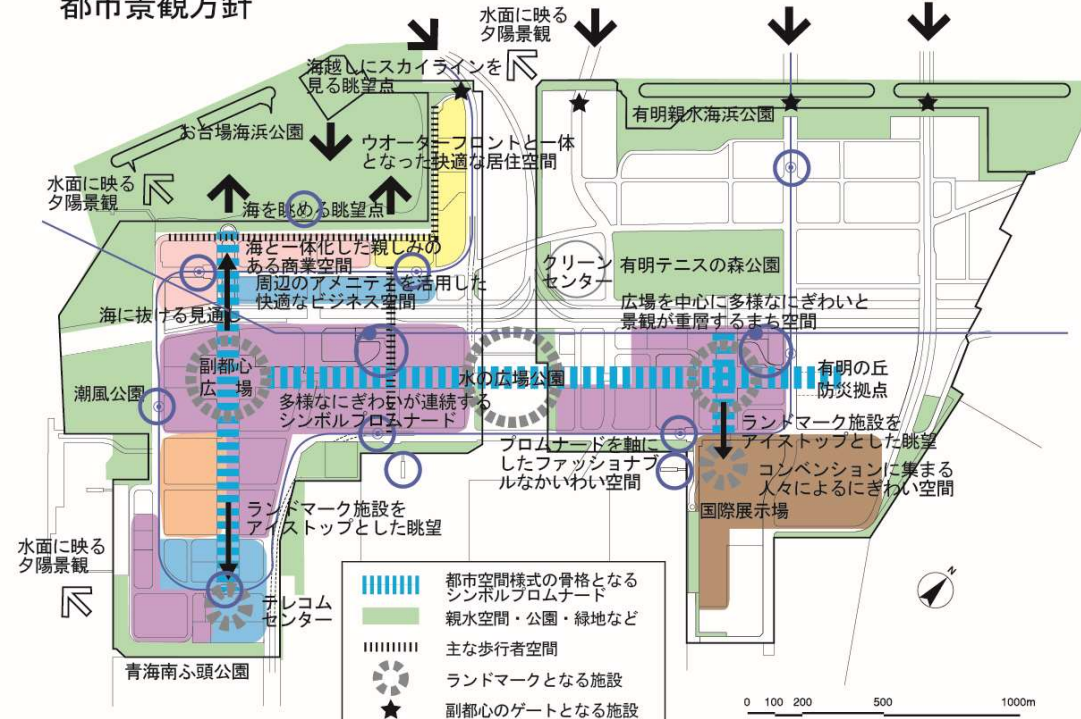


臨海副都心まちづくりガイドライン — 改定 — 【新旧対照表】

ページ	変更前	変更後
	■臨海副都心まちづくりガイドライン — 2016 改定 —	■臨海副都心まちづくりガイドライン — 2022 改定 —
P 2	<p>I ガイドライン策定の趣旨</p> <p>はじめに</p> <p>(1)「臨海副都心まちづくりガイドライン—再改定—」の位置付け</p> <p>ア 「臨海副都心まちづくりガイドライン—再改定—」は、まちづくりの誘導を行うため、「臨海副都心まちづくり推進計画」(平成9年3月)に基づき定めた「臨海副都心まちづくりガイドライン—改定—」(平成10年2月)を、Ⅱ期までの開発の進捗状況及び環境の変化や平成9年度に実施した「まちづくり都民提案」の優秀提案の趣旨を踏まえたものとして改定するものである。</p> <p>(略)</p>	<p>I ガイドライン策定の趣旨</p> <p>はじめに</p> <p>(1)「臨海副都心まちづくりガイドライン—2022 改定—」の位置付け</p> <p>ア 「臨海副都心まちづくりガイドライン—2022 改定—」は、まちづくりの誘導を行うため、開発の進捗状況や「まちづくり都民提案」の優秀提案の趣旨等を踏まえて改定した「臨海副都心まちづくりガイドライン—2016 改定—」を、東京2020大会のレガシーや社会経済情勢の変化を踏まえたものとして改定するものである。</p> <p>(現行のとおり)</p>
P 2	<p>(2) 適用範囲</p> <p>臨海副都心地域全域を適用範囲とする。ただし、有明北地区については、基本的な考え方を示し、詳細については「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン」(平成14年3月)による。</p>	<p>(2) 適用範囲</p> <p>臨海副都心地域全域を適用範囲とする。ただし、有明北地区については、基本的な考え方を示し、詳細については「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン—改定—」(令和4年1月)による。</p>
P 2	<p>2 開発誘導の基本目標</p> <p>職と住の均衡のとれた、東京の7番目の副都心として、また、明日の活力を担い、都民生活を支える新しいまちとして、質の高い都市景観、都市環境の形成をめざす。また、「東京の新しい都市づくりビジョン」(平成13年10月)等を示された「職・住・学・遊のバランスのとれた複合的なまちづくり」「観光客や研究者、留学生、ビジネスマンなどでにぎわう地域の形成」という考え方を踏まえ、開発を進めていく。</p>	<p>2 開発誘導の基本目標</p> <p>職と住の均衡のとれた、東京の7番目の副都心として、また、明日の活力を担い、都民生活を支える新しいまちとして、質の高い都市景観、都市環境を形成してきた。今後は、「都市づくりのグランドデザイン」(平成29年9月)等を示された「交通結節性やアクセス性が強化され、業務、商業、居住、教育、宿泊、MICE関連施設などが高度にバランスよく集積し、観光客やビジネスパーソン、研究者、留学生などでにぎわう拠点を形成」という考え方を踏まえ、開発を進めていく。</p>
P 8	<p>II まちづくりの基本方針</p> <p>1 土地利用方針</p> <p>(1)都市機能配置</p> <p>(略)</p> <p>③居住機能</p> <p>水辺の景観や親水性などのウォーターフロントの魅力と快適性及び都市機能の集積を享受できる都市型の居住空間を、有明南地区西側、有明親水海浜公園に隣接する区域及び青海3区域北側などに誘導していく。</p> <p>(略)</p>	<p>II まちづくりの基本方針</p> <p>1 土地利用方針</p> <p>(1)都市機能配置</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>③居住機能</p> <p>水辺の景観や親水性などのウォーターフロントの魅力と快適性及び都市機能の集積を享受できる都市型の居住空間を誘導していく。</p> <p>(現行のとおり)</p>

ページ	変更前	変更後
P 9	<p>土地利用計画</p> 	<p>土地利用計画</p> 
P 12, 13	<p>(3) 区域別土地利用方針 (略)</p> <p>④有明北地区</p> <p>有明北地区の特性をいかし、「住宅中心の複合市街地」の形成を図るため、以下のような土地利用とする。</p> <p>なお、平成25年9月に東京都が2020年夏季オリンピック・パラリンピック競技大会開催都市に選定され、有明北地区の新埋立地(1区域)が競技会場建設地となったことに伴い、今後はオリンピック・パラリンピック競技大会開催計画との整合性を図り、開発を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな「旧防波堤」の眺望や海辺の景観を活用したうるおい豊かな都市型住宅を地区全体に配置する。 ・東西の両入江の周辺にはウォーターフロントの景観をいかした公園や公共公益施設を配置する。臨海新交通「ゆりかもめ」の有明テニスの森駅周辺は、活気やにぎわいの創出を図るため、居住・商業機能を配置し、幹線道路沿いは、民間の創意をいかし、既存の物流機能等に加えて、居住・商業・業務機能がバランスよく複合する活力ある市街地を形成する。 ・有明北3区域西側は、地区住民の生活を支える生活利便施設の立地を図るとともに、文化・レクリエーション機能を誘導し、居住・商業・業務機能が複合する市街地とする。 ・有明北3区域東側には、かえつ有明中・高等学校が立地しており、今後も公共公益機能の立地する市街地として整備する。 	<p>(3) 区域別土地利用方針 (現行のとおり)</p> <p>④有明北地区</p> <p>有明北地区の特性をいかし、「<u>東京2020大会のレガシーをはじめとした多様な機能の集積により、魅力的なライフスタイルを楽しめる複合市街地</u>」の形成を図るため、以下のような土地利用とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有明北1区域は、緑豊かな「旧防波堤」と海への眺望を活用した、うるおい豊かな<u>居住機能やスポーツ・文化・交流機能の配置を基本とする。</u> ・有明北1区域の北側及び東側には、ウォーターフロントの景観をいかした公園や公共公益施設を配置する。臨海新交通「ゆりかもめ」の有明テニスの森駅周辺は、活気やにぎわいの創出を図るため、居住・商業・<u>業務機能等</u>を配置し、幹線道路沿いは、民間の創意をいかし、既存の物流機能等に加えて、居住・商業・<u>業務機能等</u>がバランスよく複合する活力ある市街地を形成する。 ・有明北3区域西側は、地区住民の生活を支える生活利便施設の立地を図るとともに、文化・レクリエーション機能を誘導し、居住・商業・<u>業務機能等</u>が複合する市街地とする。 ・有明北3区域東側には、<u>学校等</u>が立地しており、今後も公共公益機能の立地する市街地として整備する。

ページ	変更前	変更後
P15	<p>骨格となる公共空間・公共施設</p>	<p>骨格となる公共空間・公共施設</p>
P17	<p>歩行者ネットワークの体系</p>	<p>歩行者ネットワークの体系</p>

ページ	変更前	変更後
P 18	<p>3 都市景観・環境整備方針</p> <p>(1) 魅力ある都市景観の形成</p> <p>港に臨み東京都心部やレインボーブリッジ等を展望する優れた立地条件を生かして、個性豊かなウォーターフロントの景観を創出するとともに、水際線やシンボルプロムナード、お台場海浜公園等の公園などの公園・緑地及びテレコムセンター、国際展示場等のランドマークをいかした魅力ある都市景観の形成を図る。</p>	<p>3 都市景観・環境整備方針</p> <p>(1) 魅力ある都市景観の形成</p> <p>港に臨み東京都心部やレインボーブリッジ等を展望する優れた立地条件を生かして、個性豊かなウォーターフロントの景観や、<u>水面への映り込みや周辺環境に配慮した夜間景観</u>を創出するとともに、水際線やシンボルプロムナード、お台場海浜公園等の公園などの公園・緑地及びテレコムセンター、国際展示場等のランドマークをいかした魅力ある都市景観の形成を図る。</p>
P 18	<p>(3) 自然と共生する都市づくり</p> <p>開発による環境への負荷を最小限とするため、省エネルギー、<u>資源の循環利用</u>、自然エネルギーの利用、都市緑化等を推進し、自然と共生する環境保全型都市づくりを進める。</p>	<p>(3) 自然と共生する都市づくり</p> <p>開発による環境への負荷を最小限とするため、<u>「ゼロエミッション東京戦略」(令和元年12月 東京都)を踏まえ</u>、省エネルギー、<u>再生資源の循環的利用</u>、自然エネルギーの利用、都市緑化等を推進し、自然と共生する環境保全型都市づくりを進める。</p>
P 19	<p>都市景観方針</p>  <p>水面に映る夕陽景観 海越しにスカイラインを見る眺望点 お台場海浜公園 ウォーターフロントと一体化した快適な居住空間 有明親水海浜公園 海を眺める眺望点 海と一体化した親しみのある商業空間 周辺のアメニティを活用した快適なビジネス空間 クリーンセンター 有明テニスの森公園 広場を中心に多様なにぎわいと景観が重層するまち空間 有明の丘 防災拠点 水辺公園 有明の丘 防災拠点 多様なにぎわいが連続するシンボルプロムナード ランドマーク施設をアイストップとした眺望 プロムナードを軸にしたファッショナブルなかわいい空間 アイストップとした眺望 コンベンションに集まる人々によるにぎわい空間 国際展示場 ランドマーク施設をアイストップとした眺望 テレコムセンター 青海南ふ頭公園</p> <p>都市空間様式の骨格となるシンボルプロムナード 親水空間・公園・緑地など 主な歩行者空間 ランドマークとなる施設 副都心のゲートとなる施設 地区の玄関口となる駅前空間 居住系の市街地 業務系の市街地 商業系の市街地 業・商系市街地 住・商・業複合市街地 国際展示場</p> <p>0 100 200 500 1000m</p>	<p>都市景観方針</p>  <p>水面に映る夕陽景観 海越しにスカイラインを見る眺望点 お台場海浜公園 ウォーターフロントと一体化した快適な居住空間 有明親水海浜公園 海を眺める眺望点 海と一体化した親しみのある商業空間 周辺のアメニティを活用した快適なビジネス空間 クリーンセンター 有明テニスの森公園 広場を中心に多様なにぎわいと景観が重層するまち空間 有明の丘 防災拠点 水辺公園 有明の丘 防災拠点 多様なにぎわいが連続するシンボルプロムナード ランドマーク施設をアイストップとした眺望 プロムナードを軸にしたファッショナブルなかわいい空間 アイストップとした眺望 コンベンションに集まる人々によるにぎわい空間 国際展示場 ランドマーク施設をアイストップとした眺望 テレコムセンター 青海南ふ頭公園</p> <p>都市空間様式の骨格となるシンボルプロムナード 親水空間・公園・緑地など 主な歩行者空間 ランドマークとなる施設 副都心のゲートとなる施設 地区の玄関口となる駅前空間 居住系の市街地 業務系の市街地 商業系の市街地 業・商系市街地 住・商・業複合市街地 国際展示場</p> <p>0 100 200 500 1000m</p>

ページ	変更前	変更後
P19		
P27	<p>Ⅲ まちづくりの計画指針</p> <p>1 都市基盤施設計画方針</p> <p>(10) その他公益施設（コミュニティ施設、病院など） (略)</p>	<p>Ⅲ まちづくりの計画指針</p> <p>1 都市基盤施設計画方針</p> <p>(10) その他公益施設（コミュニティ施設、病院など） (現行のとおり)</p>
P46	<p>2 開発誘導指針</p> <p>(3) その他</p> <p>3) 福祉のまちづくりの推進</p> <p>【基本認識】</p> <p>高齢者、障害者を含むすべての人びとがどこにでも自由に行けるやさしいまちを目指して、「福祉のまちづくり条例」の整備基準等に則し、建物や道路などのバリアフリー化を進め、臨海副都心のまち全体についてバリアフリーのネットワーク形成を図る。</p> <p>【指針】</p> <p>ア バリアフリーのネットワーク形成</p> <p>(ア) 建物や敷地内通路等の整備に際しては「東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」(平成12年12月)に則し、臨海副都心のまち全体についてバリアフリーのネットワーク形成を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>2 開発誘導指針</p> <p>(3) その他</p> <p>3) 福祉のまちづくりの推進</p> <p>【基本認識】</p> <p>高齢者、障害者を含むすべての人びとがどこにでも自由に行けるやさしいまちを目指して、「東京都福祉のまちづくり条例」の整備基準等に則し、建物や道路など福祉のまちづくりの一層の推進を図りユニバーサルデザイン化を進め、臨海副都心のまち全体についてバリアフリーのネットワーク形成を図る。</p> <p>【指針】</p> <p>ア バリアフリーのネットワーク形成</p> <p>(ア) 建物や敷地内通路等の整備に際しては「東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」に則し、臨海副都心のまち全体についてバリアフリーのネットワーク形成を図る。</p> <p>(現行のとおり)</p>
奥付	平成19年2月 発行	平成19年2月 発行 (平成21年3月、平成26年7月、平成27年8月、平成28年7月、令和4年1月改定)

ページ	変更前	変更後
	編集・発行 東京都港湾局 臨海開発部誘致促進課 (略)	編集・発行 東京都港湾局 臨海開発部開発整備課 (現行のとおり)